企業年金特定個人情報取扱規程(雛型)新旧対照表(抄)

新(令和7年4月以降)	旧(令和7年3月まで)
物 (1741 1 十 至 71 2分1年)	III (1441 ± 071 % C)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 本規程において「特定個人情報」とは、 <u>番号法第2条第9項</u> に規定する特	3 本規程において「特定個人情報」とは、 <u>番号法第2条第8項</u> に規定する
定個人情報をいう。	特定個人情報をいう。
4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、 <u>番号法第2条第10項</u> に	4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に
規定する特定個人情報ファイルをいう。	規定する特定個人情報ファイルをいう。
5 (略)	5 (略)